

令和3年10月29日

一般社団法人広島県医師会会長 様  
一般社団法人広島県歯科医師会会長 様  
公益社団法人広島県獣医師会会長 様  
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課

麻薬施用者免許の有効期限確認の徹底について(通知)

日ごろから、県の薬務行政に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

広島県内において、麻薬施用者免許の有効期限が切れているにもかかわらず、医師が長期にわたり、麻薬処方箋を交付していたという事案が発生しました。

この行為は、麻薬及び向精神薬取締法第27条第1項違反(無免許処方箋交付)に該当し、本件については当課と中国四国厚生局麻薬取締部が合同で捜査を実施の上、当該医師を同法違反容疑で広島地方検察庁に書類送致しました。

本事案は、麻薬施用者が自身の免許の有効期限を把握していなかったことや、処方箋の交付を受ける薬剤師が処方箋作成者の免許番号の確認を怠ったこと等が重なり発生しました。

なお、麻薬施用者免許を取得していない医師による麻薬の施用事案については、令和2年にも発生しています。

については、麻薬の適正な取扱いのため、次の事項に御留意いただきますよう、貴会会員への周知をお願いします。

- ・麻薬を施用する場合は、麻薬施用者免許が必要であることを認識し、麻薬施用者免許が現在有効なものであるかを確認すること。
- ・麻薬施用者免許に関することは、勤務する業務所に任せきりにせず、麻薬施用者個人が自らの免許の有効期間等の把握に努めるなど、自己の責任で適切に管理すること。
- ・麻薬管理者は、麻薬を請求又は麻薬処方箋を交付した医師(歯科医師、獣医師)の麻薬施用者免許が有効なものであるかを確認すること。
- ・不明点があれば、薬務課又は保健所(支所)に相談すること。

担当 麻薬グループ

電話 082-513-3221(ダイヤルイン)

(担当者 平本)